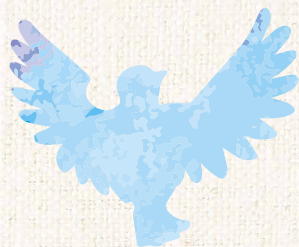




日本大学 障がい学生支援の ご案内

～多様性を認め合い 支え合い ともに学ぶために～



日本大学 学生支援センター
(2026年9月)



目次



1	日本大学の学生支援	1
---	-----------------	---



2	日本大学の障がい学生支援について.....	2
---	-----------------------	---



3	合理的配慮の実施について.....	5
---	-------------------	---



4	様々な困りごとと合理的配慮・支援例.....	6
---	------------------------	---



5	障がい学生支援(サポート)の流れ	14
---	------------------------	----



6	合理的配慮支援に関する入学前相談について.....	15
---	---------------------------	----



7	障がい学生に関する紛争の防止 及び解決などのための体制	15
---	--------------------------------------	----



8	就職支援について	16
---	----------------	----

〔裏表紙〕 情報一覧

「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」

「日本大学障がい学生支援ガイドライン」

「日本大学障がい学生支援ホームページ」

「日本大学 学生支援センター」

「各学部学生支援室・学生支援窓口」





1 日本大学の学生支援

日本大学では、「日本大学学生支援センター」「各学部・通信教育部の学生支援室」のどちらでも皆さんの様々な相談を受け付けています。

▼たとえばこんな相談・・・

- ✓ 不安で気持ちが落ち着かない
- ✓ どうしてもやる気が出ない
- ✓ 進路について考えたい
- ✓ 目標がなかなか見つからない
- ✓ 友人との関係に悩んでいる
- ✓ 新しい環境になじめない
- ✓ 自分の性格について
- ✓ 恋愛や性のこと
- ✓ 家族について悩んでいる



どんな相談でもOKです！

※相談内容について秘密を厳守します。無料ですので、安心してご利用ください。



日本大学 学生支援センター

日本大学本部（市ヶ谷）にあります。日本大学の全学生、日本大学正付属校の全生徒、また学生・生徒に関するご家族からの相談をお受けしています。コーディネーター（精神保健福祉士・社会福祉士）による相談や、カウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを受けることができます。さらに、各学部・通信教育部の学生支援室と連携を取りながら、一緒に考えます。



学生支援センター▲



各学部・通信教育部の学生支援室（学生支援窓口）

各学部・通信教育部の学生支援室では、学生やそのご家族からの相談を「学生支援窓口」のコーディネーターが受け付けて、カウンセラー（臨床心理士）を紹介したり、必要に応じて保健室、教員、学生課、教務課などや外部機関と連携しながら大学生活をサポートします。まずはコーディネーターにご相談ください！



学生支援室
（学生支援窓口）▲

学生支援室の利用方法

●学生支援窓口

予約不要 ※学部によっては予約が必要な場合があります

コーディネーターが困りごとの整理や解決方法を一緒に考えます。

●学生支援室（カウンセリング）

予約制

カウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを利用することができます。

※学生支援室の詳細は、各学部のホームページにてご確認ください。

学生支援室スタッフについて

コーディネーター

困りごとを抱えた学生と周囲の環境にアプローチして、学内外の関係者と連携・調整しながら学生生活をサポートします。

カウンセラー

問題の有無にかかわらず心理面にアプローチし、精神的な悩みや不調などに対して、よりよい学校生活を送るために、こころの整理を行います。

※学部によっては、日本大学インターカー（＊）の認定を受けた教職員が駐在している場合もあります。

＊相談に関する基本的な姿勢、考え方などの研修を修了した教職員

2 日本大学の障がい学生支援について

一人ひとりの自己実現のために3つの力の向上をサポートします
～自分を知る力・支援を求める力・創造する力～

- ① 自分を知る力……自分に合った選択・決定ができるように得意・不得意などを知る力
- ② 支援を求める力…苦しいときや困ったときに相談したり、自分にとって必要な支援を求めることができる力
- ③ 創造する力……新たな視点や発想, 問題解決能力を高め、挑戦する力

Q.障がいなどにより大学生活で困ることがあったら？

合理的配慮・支援の申請をすることができます。

(4. 様々な困りごとと合理的配慮・支援例参照)

合理的配慮・支援を希望する場合は、「学生支援窓口」のコーディネーターにご相談ください。

「学生支援窓口」は、障がいがあっても全ての学生が同じスタートラインに立って学べるようサポートするとともに、学生と教員や学内外の担当窓口とをつなぐパイプ役としての役割も担っています。

日本大学障がい学生支援に
関する基本方針



日本大学障がい学生支援
ガイドライン



Q.障害者差別解消法とは？

2016（平成28）年に「障害者差別解消法」が施行されました。2024（令和6）年に「改正障害者差別解消法」が施行され、私立大学などにおいても、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供が法的義務となりました。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

（参考）内閣府：改正障害者差別解消法が施行されました



Q.障がい学生とは？

障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生のことです。骨折やケガなどの一時的なものではありません。

Q.社会的障壁とは？

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような①事物、②制度、③慣行、④観念その他一切のものをいう」と障害者差別解消法で定義されています。

～社会的障壁の例～

- ① 通行・利用しにくい施設、設備など
- ② 利用しにくい制度など
- ③ 障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など
- ④ 障がいのある人への偏見など



Q.合理的配慮とは？

大学における合理的配慮とは、障がいなどのある学生が他の学生と同じように学ぶことができる機会を確保するために、教育の本質を変えず、過度な負担にならない範囲で、必要かつ適当な変更や調整を行うことです。授業への参加、課題提出や試験などの学修支援、学生生活支援や就職活動支援を目的としています。単位取得の保障を行うものではありません。

Q.不当な差別的取扱いの禁止とは？

「正当な理由なく、各種機会の提供を拒否する」または「提供にあたって場所・時間帯を制限するなど、障がいのない学生には付さない条件を付すこと」は権利侵害をする行為で、法律で禁止されています。

正当な理由に相当するかどうかについては、個別の事案ごとに、障がいのある学生および第三者の権利利益（安全の確保、教育の目的・内容・評価の維持、費用・負担の程度、財政・財務状況など）の観点から判断されます。

～不当な差別的取扱いにあたる例～

- ✓ 障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したり後回しにする
- ✓ 障がいがあることを理由に入学の出願、受験、授業受講、実習などへの参加を拒否する
- ✓ 試験などにおいて、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- ✓ 情報保障（＊）を用意できないからという理由で、障がいのある学生などの授業受講や研修、実習、学校行事などへの参加を拒否する

＊障がいのある人が、障がいのない人と同じように情報を得られるよう必要なサポートを行うこと。



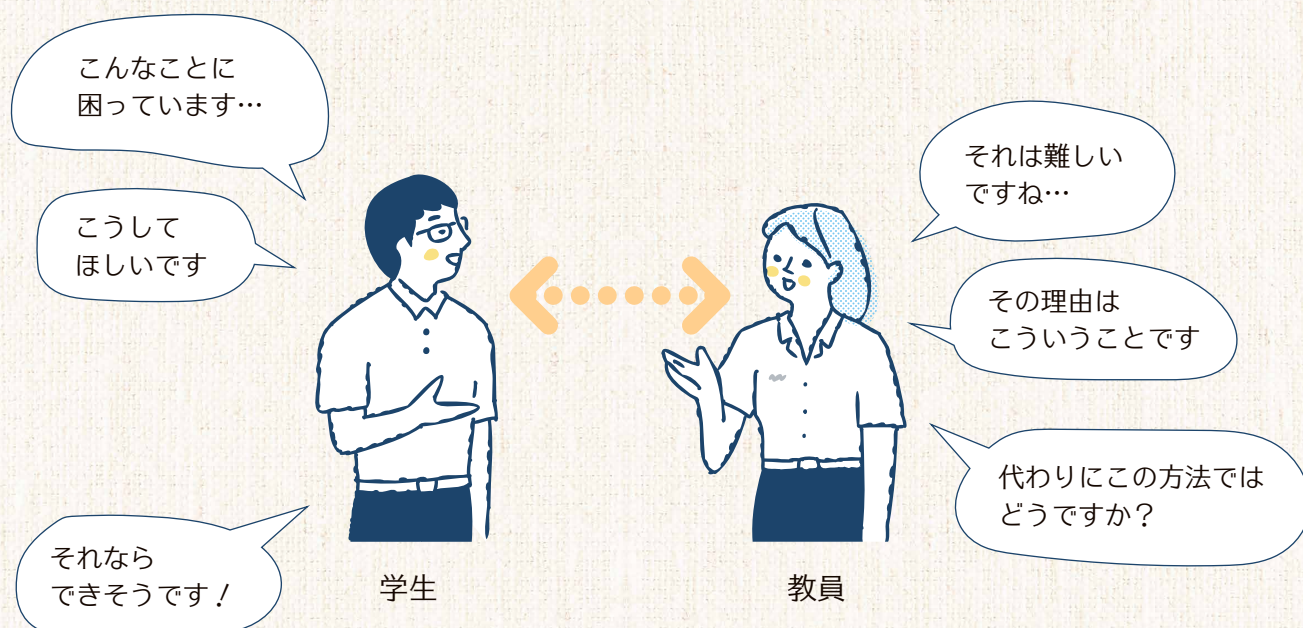
3 合理的配慮の実施について

合理的配慮の内容は障がいの種別や程度だけでなく、授業の内容や環境、学生自身の希望や置かれた環境などによって変わります。要望通りの配慮ができないとされる場合は、代替措置の選択も含め、双方の「建設的対話」を通じて互いに理解を深め、一緒に対応策を考えます。そのため、「こういう要望の時は、こうするのが正解」という一対一の答えがあるわけではありません。

支援を“する側”“される側”という一方通行の関係ではなく、対話を重ねることで、「どのような支援があれば、どのようなことができるか」を理解し、必要な支援・不要な支援を自ら伝えられる（セルフアドボカシー）ようになることを目指します。

Q.建設的対話とは？

障がいなどのある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学がお互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いのことです。障がいのある学生と教員などがお互いに歩み寄るプロセスを表します。



4 様々な困りごとと合理的配慮・支援例

あくまで一例です。実際の配慮・支援内容については、学部・学科によって異なる場合があります。

また、障がいの状況や支援が必要な場面（科目・授業形態・設備など）によって一人ひとりに必要な配慮・支援は異なります。詳細は学生支援窓口のコーディネーターにお問い合わせください。

聞こえに関する困りごとと合理的配慮・支援例

困りごとの例	合理的配慮・支援例
教員の話している内容が聞き取りづらい	▶ 授業の流れやポイントをプリントにし配布する ▶ ロ元を大きくゆっくり動かして話す ▶ パソコンノートテイカーの同席 ▶ 座席の配慮 ▶ 重要事項は板書や資料配布などで伝達する ▶ 補聴援助システム（ロジャーなど）の使用の許可 ▶ UD トーク(*) など
リスニングなど音声問題の内容が聞き取りづらい	▶ 代替課題の提示 ▶ 座席の確保や別室受験の調整
グループワークの際、話している内容が理解できない	▶ 適切な方法（発言は挙手制にする、1人ずつゆっくりはっきりと話すなど）を事前に相談する ▶ 座席やグループ分けの調整 ▶ UD トーク(*) など
オンデマンド動画などの音声聞き取りづらい	▶ 動画に字幕を挿入する ▶ 講義原稿の事前提供

* 音声をリアルタイムに文字化するアプリです。
本学ではUD トークの法人契約を結んでいるので、セキュリティにも配慮した利用が可能です。



見ることに関する困りごとと合理的配慮・支援例

困りごとの例	合理的配慮・支援例
視覚教材の読み取りが難しい	▶ 授業で使用する教材などの事前配布 ▶ 音声読み上げソフト使用のため、講義資料を電子データで提供する ▶ 教材を拡大して提供する ▶ 板書の写真撮影の許可 ▶ 拡大鏡の使用 ▶ 座席の確保 ▶ 教室の照明など明るさの調整
試験問題の読み取りや回答に時間を要する	▶ 試験などの時間延長 ▶ 試験問題や回答用紙の拡大 ▶ 拡大鏡の使用の許可
コミュニケーションが難しい	▶ 指示語の使用をできるだけ避ける ▶ 名前を提示して話す
周囲の状況把握が難しい	▶ 照明や点字ブロックなどの設備の改善
慣れない場所への移動に時間を要する	▶ 途中入室などの許可



移動に関する困りごとと合理的配慮・支援例

困りごとの例	合理的配慮・支援例
車いすを使用しているため教室間の移動や所定の座席への着席が難しい	▶ 車いすが出入りしやすい座席や動線の確保 ▶ 車いす用机を設置 ▶ エレベーターのある校舎や1階への教室変更 ▶ 校舎間の移動ができるだけ生じないように教室を変更する
車いすを使用しているため段差が多い場所や通路が狭い箇所の通行が難しい	▶ キャンパス内の動線を支援者と確認する ▶ 車いすの移動支援などに関する介助者の入構, 入室を許可する ▶ 設備の改善
車いすで移動しているため移動に時間がかかる	▶ 自家用車での入構許可 ▶ 必要に応じて途中入室などの許可
疾患により疲れやすいなど運動制限がある	▶ 参加の仕方について事前に相談する ▶ 活動制限に応じた授業内容への変更 ▶ 参加ができない実技などへの代替措置



読み書きに関する困りごとと合理的配慮・支援例

困りごとの例	合理的配慮・支援例
文字がゆがむ, 鏡文字に見えるなど, 読み取りづらい	▶ 講義資料や試験問題をユニバーサルフォントに変更する ▶ 音声読み上げソフトで聞けるよう, 授業で使用する教材などを電子データで提供する ▶ 試験時, 問題文を教員が読み上げる, または読み上げソフトの使用を許可する ▶ 講義資料や板書を教員が口頭で読み上げる
言葉と意味を理解していても, その文字を正しく書けない	▶ 授業内課題などの提出や講義の筆記の代わりにパソコンの使用を許可する
書き写そうとすると, どの文字をどこに写していたか分からなくなってしまう	▶ 試験は別室受験で口述やパソコンを使用しての解答へ変更する ▶ 板書の写真撮影の許可
授業の説明を聞きながら板書をノートに写すことが難しい	▶ 試験の時間延長 ▶ 課題の提出期限延長



コミュニケーションに関する困りごとと合理的配慮・支援例

困りごとの例	合理的配慮・支援例
大人数の学生の前での発言や発表ができない	▶ グループワークや発言を求める際に適切な方法を事前に相談する ▶ グループの人数やグループ分けの調整をする ▶ 教員などがグループのサポートに入る ▶ 教員の前での個別発表とするなど、代替方法を設定する ▶ グループワークや発表の代替課題の提示
困りごとや相談したいことを上手く言葉にすることができない	▶ コーディネーターなどが話を聴き、一緒に言語化をする ▶ 相談内容によって必要な部署へコーディネーターが同行する
聴覚から情報を得ることが苦手	▶ 授業で使用する教材の事前配布 ▶ 板書の写真撮影の許可 ▶ 伝達事項や講義資料などはWeb やメールを利用し、視覚的に情報が得られるようにする



注意・集中に関する困りごとと合理的配慮・支援例

困りごとの例	合理的配慮・支援例
聴覚過敏があり周囲の話声が気になって授業や試験に集中できない	▶ ノイズキャンセリングイヤホンなどの使用を許可する ▶ 試験時の別室受験を許可する ▶ 落ち着ける座席の確保 ▶ 気分が悪くなった時に休養できる場所の確保
視覚過敏があり教室のライトが気になって授業や試験に集中できない	▶ サングラスの使用を許可する ▶ 試験時の別室受験を許可する ▶ 光の強さが刺激にならない座席の確保 ▶ 気分が悪くなった時に落ち着ける場所の確保 ▶ 教室照明の明るさなどの調整
スケジュール管理が苦手で課題の提出期限を忘れてしまうことがある 複数の作業を同時に行うことが難しく混乱しやすい	▶ 定期的な面談でスケジュールを一緒に確認する ▶ 優先度の整理を一緒に行う ▶ 課題などの提出期限の延長 ▶ 重要な情報のオンラインによる提示 ▶ 大切なことは繰り返し説明したり、メモなどで視覚化して伝える



実習・実験に関する困りごとと合理的配慮・支援例

困りごとの例	合理的配慮・支援例
学外実習や学内実習の途中で不調になるのではないかと不安	▶ 実習先へ、希望する配慮内容（休憩室の確保、授業数の調整、指示は具体的にしてもらう、緊急時は保証人に連絡してもらうなど）を伝える ▶ 実習の手順を事前に伝える ▶ 手順書（視覚資料）を準備する
実験中に緊張や不安が強くなってしまう	▶ 途中退室や休養を許可する ▶ 実験の手順を事前に伝える ▶ 作業手順を事前に確認し、次の作業についてもその都度確認する
実験中に手順が混乱してしまう	
実験で知らない人とのコミュニケーションが苦手	▶ グループワークのメンバーの調整や役割分担の工夫



その他の合理的配慮・支援が必要な方

困りごとの例	合理的配慮・支援例
(性別違和) 通称名を使いたい	▶ 教務課などの職員が通称名使用の申請手をサポートする ▶ 履修学生全員の呼び方を変更(苗字にする, 番号で指名するなど)する
(性別違和) 体育の授業の更衣室	▶ 保健室の利用 ▶ 「バリアフリースペース」で代用する
(性別違和) 健康診断	▶ 個別受診の調整
定期的な通院が必要になる	▶ 遅刻や欠席時の講義資料を提供する ▶ 代替課題の提示
疾患による体調不良により活動制限がある	▶ 参加ができない体育授業などの代替措置 ▶ 履修登録時のアドバイス ▶ オンライン受講の許可
トイレが頻回になる	▶ 途中退室の許可 ▶ 出入口に近い座席の確保





5 合理的配慮支援(サポート)の流れ

日本大学における合理的配慮支援(サポート)の流れ【学生用】

日本大学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、障がいなどにより修学上の困難のある学生に対し、以下のような流れで合理的配慮・支援を行っています。

(作成年月: 2026.1)

相談	• ご所属の学部又は通信教育部の「学生支援窓口」の「コーディネーター」にご相談ください。 • 合理的配慮や手続きについて説明を聞いた上で、「日本大学における修学上の合理的配慮申込書(様式1)」及び必要に応じて「診断書・意見書(様式2)」を受け取ってください。 ※ホームページからも書式をダウンロード・印刷することができます。
面談	• コーディネーターが面談を行い、学生(本人)の希望や障がいの状況、修学上の困りごとなどについて詳しくお話を伺いながら、どのようなサポートが必要かを一緒に考えます。
申込み	• 「日本大学における修学上の合理的配慮申込書(様式1)」と、必要に応じ、障害者手帳又は「診断書・意見書(様式2)」などを学生支援窓口に提出していただきます。
協議	• 必要なメンバーによる「関係者カンファレンス」を行います。本人の希望と合理的配慮・支援の適切さをすり合わせて、建設的な対話を行いながら、具体的な合理的配慮・支援内容を協議し、コーディネーターが「修学上の合理的配慮願(様式3)」を作成します。
決定	• 本人とコーディネーターとで確認した「修学上の合理的配慮(様式3)」を、学生支援室から各学部・通信教育部の「障がい学生支援委員会」に提出して審議し、決定します。
開始 (通知)	• コーディネーターから本人と関係する教職員に合理的配慮・支援の決定を通知します。 • 本人又はコーディネーターから担当教職員に「修学上の合理的配慮について(依頼)(様式5)」を提示(依頼)後、開始されます。
見直し	• 定期的にコーディネーターが面談を行い、本人の意見や環境の変化などに照らし、合理的配慮・支援状況の確認などを行い、必要に応じて見直しや調整(モニタリング)を行います。 ※原則、モニタリングは支援を始めてから1か月後、その後は半期ごとに実施します。

※合理的配慮・支援の決定までに、申込みから1か月程かかる場合があります。
また、申請時期(タイミング)によって提供できる合理的配慮の内容が変わることもあるので、余裕をもってお申込みください。
※実際のサポートの流れや手続きについては、学部などにより異なる場合があります。



6 合理的配慮支援に関する 入学前相談について

障がいにより通常の入学試験の受験や入学後の修学に不安や聞いておきたいことがある場合は、オープンキャンパス時や入学試験の出願前に各学部などの入試係にご相談ください。本人、保護者、大学の3者による丁寧な対話のもと、受験の際の合理的配慮内容や入学後に可能な配慮内容について確認を行います。学部の事情などによって希望する支援を提供することが難しい場合もありますが、可能な限り障壁を取り除き、受け入れられるように努めます。

入学者選抜に関するお問い合わせ先



7 障がい学生に関する紛争の防止 及び解決などのための体制

本学には、障がいなどのある学生が安心して学生生活を送れるよう、様々なサポート体制があります。大学や教職員などから不当な差別的取扱いを受けていると感じたり、合理的配慮の提供内容や決定過程に不服などがある場合、

- ① まずは所属する学部などの「学生支援窓口」にご相談ください。
- ② もし、相談しても改善が見られなかった場合は、日本大学本部にある「学生支援センター」にご相談ください。
- ③ それでも万が一、改善が見られなかった場合は、「障がい学生差別事案解決委員会」が調査班を設置し、第三者的立場から紛争解決のための調査を行います。

詳細は下記のページをご覧ください。

障がい学生に関する紛争の防止・解決などに関する体制
(第三者組織)





8 就職支援について

各学部などの就職指導課, 教学サポート課, 就職指導課を置かない学部及び通信教育部については学生課で就職に関する支援を行っています。どのように就職活動に向け準備をしたらよいかわからない, エントリーシートの書き方に悩んでいる, 面接の練習をしたいなど, 就職にかかわることは何でも相談できます。

さらに, 令和8年3月1日より, 東京新卒応援ハローワークと就職支援協定を締結しました。障がいのある学生や不安がある学生の就労支援を専門とする人への相談ができるようになりました。

当機関に相談を希望する学生は, 上記窓口にお問合せください。

その他, 学内外の就職相談先, 就職セミナー, 障がい者採用求人情報などについてまとめたサイトがあります(本学の学生限定のため, NU-AppsGアカウントでログインしてください)。

NU就職ナビ(日本大学障がい学生向け就職支援サイト)



◆ 日本大学障がい学生支援に関する基本方針

[https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/
student_support/policy/](https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/student_support/policy/)



◆ 日本大学障がい学生支援ガイドライン

[https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/
student_support/guideline/](https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/student_support/guideline/)



◆ 日本大学障がい学生支援ホームページ

[https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/
student_support/](https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/student_support/)



◆ 日本大学 学生支援センター

[https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/
counseling_center/](https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/)



◆ 各学部学生支援室・学生支援窓口

[https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/
counseling_room/](https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_room/)



本冊子は、ユニバーサルデザインに配慮したUDフォントを使用しています。
UDフォントとは、文字の太さや形、余白の調整がされており、情報を正確に伝え、
誰もが快適に情報を取得できるように工夫されたフォントのことです。